

ようやく花粉がなくなって、
気分は爽快です



今月のトピックス

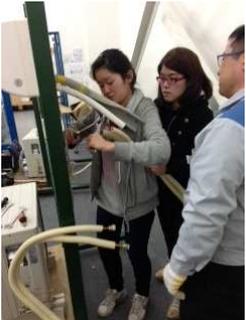
低炭素住宅制度特集

- ①3月研修会および見学会報告
- ②低炭素住宅認定制度
- ③荒尾先生寄稿「施工前後が大切」
- ④ラボ紹介「科学未来館」



今年度はエコリフォームセンターの設備にもバリアフリー化を取り入れていきます

3月研修および見学報告



日虹様エアコン研修



システムバス現調研修



中内研究室
HEMSタップ



エアコン施工研修

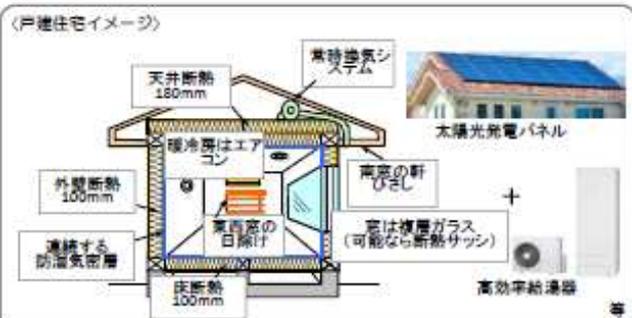
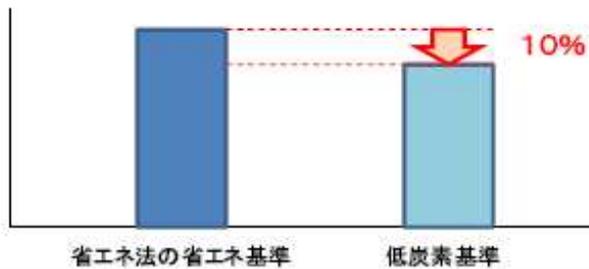
3月研修会及び見学会の実績をご報告します

- 3/5 エアコン施工研修(企画研修)
- 3/5 シムドライブ先端技術研修会
- 3/12 システムバス現調研修(企画研修)
- 3/13 日虹様エアコン施工研修
- 3/15 島根県LPガス協会見学会
- 3/15 スエーデン大使館見学会
- 3/21 旭硝子AGGスタジオ見学(ラボ訪問)
- 3/28 日阪バルブ商品勉強会
- 3/29 メディアメトル取材・撮影

低炭素住宅の制度概要と認定基準について

省エネルギー性に関する基準

○省エネ法の省エネ基準に比べ、一次エネルギー消費量(家電等のエネルギー消費量を除く)が△10%以上となること。(※)



※省エネルギー法に基づく省エネルギー基準と同等以上の断熱性能を確保することを要件とする。

計算プログラムは右記HP参照

<http://www.kenken.go.jp/becc/>

省エネルギー基準推移

1980 S55

旧省エネ基準

省エネ等級2

1992 H4

新省エネ基準

省エネ等級3

1999 H11

次世代省エネ基準

省エネ等級4

高気密・高断熱

2013 H25

改正省エネ基準

認定低炭素住宅

外皮基準

1次エネルギー基準

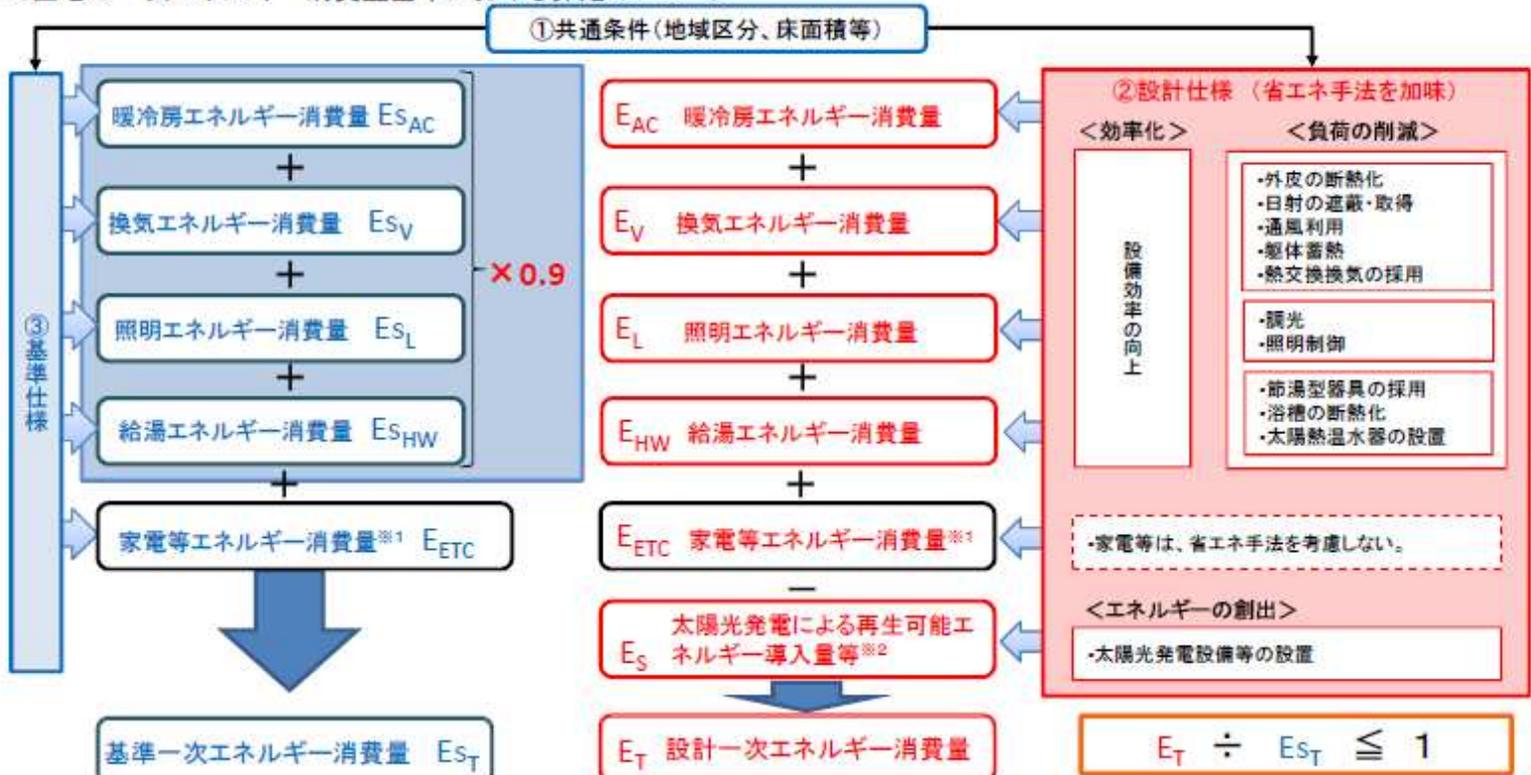
添付

<http://www.env.go.jp/council/06earth/y0614-01/mat04.pdf>

住宅の一次エネルギー消費量基準の考え方

- 評価対象となる住宅において、①共通条件の下、②設計仕様(設計した省エネ手法を加味)で算定した値(設計一次エネルギー消費量)を、③基準仕様で算定した建築設備(暖冷房、換気、照明、給湯)に係る一次エネルギー消費量に0.9を乗じ、家電等に係る一次エネルギー消費量を足した値(基準一次エネルギー消費量)で除した値が1以下となることを基本とする。

<住宅の一次エネルギー消費量基準における算定のフロー>



※1 家電及び調理のエネルギー消費量。建築設備に含まれないことから、省エネルギー手法は考慮せず、床面積に同じ同一の標準値を設計一次エネルギー消費量及び基準一次エネルギー消費量の両方に使用する。

※2 コージェネレーション設備により発電されたエネルギー量も含まれる。

設計と設備工事08「 施工前後が大切 1 」

一級建築士 荒尾 博

20世紀末期、建築関連法の世界では、21世紀に向けてと言うと大げさですが、影響の大きい改正が行われ、21世紀になってそれに伴う法改正や新法が生まれて今日に至っています。建築基準法改正と聞くと、2007年の改正の建築確認申請の厳格運用等の結果、現場も混乱したことでみなさまの記憶に残っているかと思いますが、大改正と言うのは1998年に施行された内容なのです。

1. そもそも建築基準法は、都市のみに適用？

そもそも建築基準法の前身であった法律は1919年(大正8年)に市街地建築物法(現在の建築基準法の前身)と都市計画法(旧法)で、翌年施行されましたがその名の通り、東京、大阪、京都、名古屋、横浜、神戸など大都市に適用されました。そして、この傾向は、建築基準法にも引き継がれた証拠に、現在でも一般的な木造住宅(4号建築物)は、市街各位以外の農村では建築確認申請を必要としていないことから判ります。その理由は「火事と喧嘩は江戸の華」、御法度時代から日本の建築法の主眼は、市街地の防火なのです。

2. 20世紀終焉時の大改正を理解しておく

1998年の建築基準法改正が大改正という所以はと言うと、仕様規定から性能規定化があるのです。そもそも、仕様規定とは何かから話していきますが、建築基準法が新法として施行された1950年まで遡ります。と言っても西暦では実感がわかないと思いますので、昭和で言うと25年、戦争が終わって5年目なのです。

仕様規定、たとえば、外壁のモルタルです。規定ではラス網にモルタルを15mm以上(準耐火構造では20mm以上)と書かれていますので、これを守れば良いと言うことになります。しかし、考えてみると「モルタル」の定義は曖昧です。当初、セメントもラス網も1種類しか無かった？ので良かったのです。

しかし、いろいろな建材が出てきて、モルタルも軽量モルタルが出現すると話は変わります。軽量モルタルは仕様規定のモルタルではなく、いわば工業製品なのです。ですから、仕様規定と同等など仕様規定と同じ性能を有していると公的試験で確かめ認定されているに過ぎないのです。



画1 貫通管 外壁下地



画2 貫通管 外壁

3. 性能規定化の注意点は

防火に関しては「土塗り同等」がありますが、モルタル同様、曖昧な部分があります。しかし、性能規定では軽量モルタルのように、工業製品である袋詰め決められた水を加え、決められた練り方にして、決められたラス網を使い、決められた方法で、決められた厚みに塗る必要があるのです。水道配管工事でも外壁を貫通するとか、界壁を貫通する耐火二層管などの配管の目地に塗り込む材料についても、軽量モルタル同様のマニュアルに従って行うことが義務付けられています。ここに瑕疵があって問題があった場合、施行責任が問われることがあるのです。

そんなことと思われるかも知れませんが、「いえかるて」など住宅の履歴書が義務化され始めている現在、事故があれば、誰が施工したかも記録に残されていると言うことであり、瑕疵については建築士と弁護士によって調査される時代になりつつあるのです。

4/11に日本科学未来館へ行ってきました。
東雲から自転車で20分程でいけました。
小学生の団体と一緒にりましたが、宇宙や医学などレベルの高い展示や機器に皆満足していました。

ここにあるのは、自分自身で触れ、楽しむことのできる常設展示や企画展のほか、実験教室やトークイベントなど多彩なメニュー。

科学コミュニケーターと意見やアイデアを交換しながら、日々の素朴な疑問から最新テクノロジー、地球環境、宇宙の探求まで、さまざまなスケールで現在進行形の科学技術を体験することができます。

開館時間

10:00～17:00(入館は閉館30分前まで)

休館日

毎週火曜日、2013年12月28日～2014年1月1日

住所

〒135-0064東京都江東区青海2-3-6

日本科学未来館

Tel: 03-3570-9151(代表)

Fax: 03-3570-9150



“東雲だより4月号”編集後記 元気MoriMori

蒸しタオルで目の疲れを取ってます

仕事でも趣味の時間にもパソコンを酷使用する私・・・

目は疲れます

そこで1日1回蒸しタオルが大活躍！

古い油は酸化して肌を老化させるので、お風呂に入る前に顔の脂汚れは油で落とし

蒸しタオルで拭き取ったあと、蒸しタオルで目のくぼみえを軽く押さえると

すごーくりフレッシュします

注意点は蒸しタオルで毛穴を開いたあとは冷水ですぐに引き締めること

春です！①リフレッシュしてがんばりましょ

(株)フューチャーテック
森 知子

お問い合わせは

みらいエコリフォームセンター

〒135-0062 東京都江東区東雲2-9-7 東京配送センター内
TEL.03-3527-5900<代> 営業日▶月～金9:00～17:00 土: 応相談

●お問い合わせは

TEL.03-3527-5628 FAX.03-3527-6070

